

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更  
(平成27年7月20日)

現 行	変 更 後
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
I～III (省 略)	I～III (現行どおり)
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
(助言の内容及び方法)	(助言の内容および方法)
第2条 (省 略)	第2条 (現行どおり)
<p><u>(1) 乙が提供する店頭外国為替証拠金取引における、「シストレ24」による自動売買取引サービスの提供及び使用方法のサポートをする。</u></p> <p><u>(2) 乙が提供する店頭外国為替証拠金取引サービスにおいて「シストレ24」を選択されたお客様の取引は、「シストレ24」を利用した取引すべて、本契約に基づく助言を受けたものとする。</u></p>	<p><u>乙が提供する店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」において、売買シグナルを発するストラテジーおよびストラテジーを構成するテクニカル指標を搭載した取引ツール、またその付帯サービスを提供することにより助言を行う。甲が「シストレ24」で行う取引は、すべて乙の助言を受けたものとする。</u></p>
2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。	2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者および乙への連絡方法は、次のとおりとする。
(1) 分析者・投資判断者、助言者 <u>マーケティング部長</u> 鶴見 豪	(1) 分析者・投資判断者、助言者 鶴見 豪
(2) (省 略)	(2) (現行どおり)
(以下省略)	(以下現行どおり)
平成26年3月31日	平成27年7月20日